

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年12月25日

☐ 中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	岩手県
3. 市区町村名	北上市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	67-1
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.kitakami.iwate.jp/docs/2017032900251/

執行機関名 北上市長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	子ども、妊産婦、重度心身障害者及びひとり親家庭に対する医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの(重度心身障害者)
②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	67	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		北上市行政手続における個人番号の利用等条例 別表第2 第1の項 子ども、妊産婦、重度心身障害者及びひとり親家庭に対する医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年七月二日)(法律第百三十四号)第1条	北上市子ども等福祉医療費給付条例(平成7年北上市条例第13号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、子ども、妊産婦、重度心身障害者及びひとり親家庭に対して、医療費の一部を給付し、適正な医療を確保することにより、これらの者の心身の健康を保持するとともに、生活の安定を図り、もって乳幼児子ども、妊産婦、重度心身障害者及びひとり親家庭の福祉の増進に資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		北上市子ども等福祉医療費給付条例(平成7年北上市条例第13号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 1 号	北上市子ども等福祉医療費給付条例 第7条
②事務の内容	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十九条(同法第二十六条の五において準用する場合を含む。)の障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	重度心身障害者の医療費給付の受給資格に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 1 号 イ	北上市子ども等福祉医療費給付条例 第4条第1項第5号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報

備考	
----	--